

埼玉県保健医療部薬務課

会計年度任用職員

募集のお知らせ

埼玉県保健医療部薬務課会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員(3 職種)を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2に規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

1 職務内容

(職種1)薬事相談事務 1人

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器並びに毒物及び劇物を使用する家庭用品(以下「医薬品等」という。)に関する相談及び苦情について親切公平に応じて、その事案を迅速、かつ適正に処理するものとし、おおむね次の事務を行うものとします。

※相談業務は、原則として電話対応です

- ①医薬品等に対する要望、苦情、照会、意見等の相談、処理及び回答をすること
- ②医薬品等の特質、使用方法及び取扱い管理等に関し、適時適切な指導を行うこと
- ③医薬品等の消費に関する情報の収集及び提供をすること

~~—(職種2)薬事流通事務 1人~~

~~医薬品等の流通に関する次の事務を行うものとします。~~

- ~~—①薬事関係の統計事務~~
- ~~—②薬事経済調査~~
- ~~—③配置販売業の許可事務~~
- ~~—④ジェネリック医薬品の使用促進~~
- ~~——⑤業者のリスト作成~~
- ~~——⑥総務担当事務~~

(職種3)補助金関連及びその他事務 1人

令和8年度に実施する次のような事務を行うものとします。

- ①交付申請書の確認及び審査
- ②補助金交付に係る財務事務
- ③補助金交付に係る事務の取りまとめに関すること
- ④補助交付に関する関係機関への周知に関すること
- ⑤その他補助金に関する事務
- ⑥その他薬務課の業務に関わる事務

2 応募資格等

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - ※ 地方公務員法第16条に該当する者は応募できないため、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) (職種1) 薬事相談事務については薬剤師の資格が必須となります。

3 求める人材

- (1) 知識の習得に意欲的であり、職務を遂行する熱意を有する方
- (2) パソコンの操作ができる方
 - パソコンを使用して、ファイル操作、資料作成、データ確認、メール操作等を行います。使用するアプリは、ワード、エクセル等になります。これらのアプリを使用した業務経験があり、基本的な操作ができる方
- (3) コミュニケーション能力に優れ、周囲に気配りができ協調性のある方

4 採用予定者数

(職種1)薬事相談事務…1人

~~—(職種2)薬事流通事務…1人~~

(職種3)補助金関連及びその他事務…1人

5 勤務条件

(1) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ ただし、令和8年4月1日から1か月間（1か月間の勤務期間が15日に達しない場合は、勤務期間が15日に達する日までの期間）は条件付採用の期間となります。

※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

(職種1)薬事相談事務(1人)

原則週5日・週29時間(4日間:午前9時～午後3時50分 1日:午前9時～午後3時40分)

※休憩時間:正午～午後1時:00分(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

——(職種2)薬事流通事務(1人)

——原則週5日・週29時間(4日間:午前9時～午後3時50分 1日:午前9時～午後3時40分)

——※休憩時間:正午～午後1時00分(60分)

——※勤務日の割り振りについては応相談。

(職種3)補助金関連及びその他事務(1人)

原則週5日・週29時間(4日間:午前9時00分～午後4時00分 1日:午前9時00分～午後3時00分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年の1月3日）

(4) 休暇

年次休暇及び特別休暇等は県の規定によります。

(5) 報酬

(職種1)月額 181,700 円～212,600 円

(時間額:1,446円～1,692円)

——(職種2)月額 165,700 円～196,500 円

——(時間額:1,319円～1,564円)

(職種3)月額 165,700 円～196,500 円

(時間額:1,319円～1,564円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 期末手当及び勤勉手当

県の規定によります。

(7) 交通費

実費支給（県の規定によります。）

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※ 自家用自動車での通勤はできません。

(7) 社会保険

共済組合、公務災害補償、厚生年金保険、雇用保険あり

※ 加入条件を満たす場合に限りです。

(8) 勤務場所

埼玉県保健医療部薬務課内

さいたま市浦和区高砂3-15-1・埼玉県庁本庁舎4階

(9) その他

地方公務員法の以下の規定について、遵守する義務が課せられます。

違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

〔サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止〕

※ 採用までに関係法令、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 令和8年度予算等の状況によっては、勤務条件の変更や採用が取り消されたりする場合があります。

6 提出書類

(1) 履歴書（第1号様式）、身上書（第2号様式）

各様式は埼玉県保健医療部薬務課のホームページからダウンロードして御使用ください。

履歴書には写真を貼付してください。（画像データを様式の所定の場所に貼り付けて印刷したものでも構いません）

第一次審査の結果等を連絡するため、電話番号は、平日の昼間に確実に連絡がとれる番号を記入してください。

履歴書及び身上書はそれぞれA4版サイズで印刷して提出してください。

(2) 職務経歴書（様式任意、A4サイズ2枚以内、ワープロ作成のこと。職務経歴書のほか、志望動機・自己PRを記載してください。）

(3) ハローワーク紹介状（ハローワークから紹介を受けた人のみ）

※ 提出された書類は、返却いたしません。

7 申込方法等

(1) 申込方法

ア 上記6の提出書類を埼玉県保健医療部薬務課に直接持参するか、次の宛先まで郵送してください。

【宛先】 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県庁 保健医療部薬務課

※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員応募 職種番号〇」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

イ 電子メール及びファックスでの応募はできません。

(2) 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月26日（木）まで。

※ 直接持参の場合 平日の午前9時から正午、午後1時から午後4時までの間に御持参ください。土曜日、日曜日及び祝日は受付をいたしません。

※ 郵送の場合 **令和8年2月26日（木）必着**とします。郵送による事故については、責任を負いません。簡易書留等を御利用ください。

※ 応募者多数の場合は、受付期間の途中で募集を締め切ることもあります。

8 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による書類審査を行います。第一次審査の結果は**令和8年2月27日（金）**までに全員に連絡します。

(2) 第二次審査

第一次審査の合格者を対象に埼玉県庁舎内において面接を行います。面接は令和7年3月2日（月）～令和7年3月5日（木）の間に実施することを予定しています。
詳細な時間、面接場所等は別途連絡します。

(3) 最終結果

最終結果については、原則として**令和8年3月6日（金）**までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

9 問い合わせ先

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁本庁舎4階（東側）

担 当：保健医療部 薬務課 総務・温泉・薬事相談担当

電 話：048-830-3625